

部長及び参事官

殿

所 属 長

県民発第295号

平成27年12月28日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革：H29.9.21一部改正、H30.4.19一部改正）

高知県警察における個人情報管理要綱の制定について（通達甲）

高知県個人情報保護条例（平成13年県条例第2号。以下「条例」という。）に基づいて取り扱うこととなる県警察が保有する個人情報の適正な管理を図るため、「高知県警察における個人情報管理要綱の制定について（例規）」（平成18年1月30日警務発第66号）を制定し、運用しているところであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い条例が改正されたこと及び高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察における個人情報管理要綱」を定め、平成28年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察における個人情報管理要綱

第1 目的

この要綱は、県警察が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び高知県個人情報保護条例（平成13年県条例第2号。以下「条例」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 個人情報 条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。
- 2 特定個人情報 条例第2条第3号に規定する特定個人情報をいう。
- 3 個人番号 番号法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- 4 公文書 条例第2条第6号に規定する公文書をいう。
- 5 保有個人情報 公文書に記録されている個人情報及び特定個人情報をいう。
- 6 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- 7 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

第3 総括個人情報管理者

- 1 県警察に、総括個人情報管理者を置き、警務部長をもって充てる。
- 2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 保有個人情報の全般的な管理に関する規程類の整備に関すること。
 - (2) 保有個人情報の全般的な管理に関する事務の指導監督に関すること。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、保有個人情報の全般的な管理に関する事務の総括に関すること。
- 3 総括個人情報管理者は、この要綱による保有個人情報の管理の状況について、実地に監査し、及び個人情報管理者から報告を求めることができる。

第4 副総括個人情報管理者

- 1 県警察に、副総括個人情報管理者を置き、県民支援相談課長をもって充てる。
- 2 副総括個人情報管理者は、総括個人情報管理者を補佐する。

第5 主任個人情報管理者

- 1 県警察に、主任個人情報管理者を置き、警務部長、生活安全部長、刑事部

長、交通部長、警備部長をもって充てる。

2 主任個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所管業務における保有個人情報の具体的な管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 所管業務における保有個人情報の具体的な管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、所管業務における保有個人情報の具体的な管理に関する事務の総括に関すること。

3 主任個人情報管理者は、所管業務における保有個人情報の管理の状況について、実地に監査し、及び個人情報管理者から報告を求めることができる。

第6 個人情報管理者

1 本部所属に本部個人情報管理者、署に署個人情報管理者を置き、それぞれ所属長をもって充てる。

2 本部個人情報管理者は、主任個人情報管理者を補佐するほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所管業務における個人情報取扱事務登録簿の作成に関すること。
- (2) 当該所属の保有する保有個人情報の取扱いに関する指導に関すること。
- (3) 当該所属における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

3 署個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該所属の保有する保有個人情報の取扱いに関する指導に関すること。
- (2) 当該所属における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

第7 個人情報取扱責任者

1 各所属に、個人情報取扱責任者を置き、副署長又は次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）をもって充てる。ただし、副署長及び次長を置かない所属にあつては所属長をもって充て、高知署、高知南署、高知東署及び南国署にあつては各署の警務課長をもって充てる。

2 個人情報取扱責任者は、個人情報管理者を補佐し、所属における保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

第8 責務

職員は、番号法及び条例の趣旨にのっとり、この要綱の目的の達成のため、総括個人情報管理者、副総括個人情報管理者、主任個人情報管理者、個人情報管理者及び個人情報取扱責任者の指示に従い、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第9 正確性の確保

職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実に合致するような正確かつ最新なものとしておくよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

第10 職員に対する指導

個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、指導の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第11 廃棄及び削除

- 1 個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている公文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。
- 2 個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

第12 特定個人情報の取扱い

- 1 個人番号利用事務及び個人番号関係事務を行うため特定個人情報を取り扱う必要がある職員を特定個人情報取扱者とし、当該職員以外は、特定個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 特定個人情報取扱者は、個人番号利用事務及び個人番号関係事務を行うため、職員、扶養親族その他の個人（以下「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。
- 3 特定個人情報取扱者は、個人番号利用事務及び個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を当該事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。
- 4 1から3までに定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報管理者が定める。

第13 提供の際の措置

個人情報管理者は、条例第10条第1項第5号から第7号までの規定に基づき、保有個人情報とその利用の目的以外の目的のために提供される場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- 1 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の交付を求めること。
- 2 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため実地に調査すること。

第14 事故発生時の措置

- 1 職員は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報管理者は、1による報告を受けたときは、直ちに、その旨を総括個人情報管理者及び当該保有個人情報に係る業務を所管する主任個人情報管理者に報告するとともに、相互に連携し、漏えいに伴う被害等が拡大しないよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 個人情報管理者は、事故の防止又は再発の防止に資するため、速やかに、その原因を調査するとともに、当該調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるものとする。